

**令和３年４月１日から工事・工事系委託の　　　入札及び契約等の手続きの押印が**

**一部不要となりました**

押印の取扱が変更となる様式について

（１）入札及び契約等に係る書類（別紙「押印取扱一覧」のとおり）

（２）見積書・請求書押印不要（[詳しくは会計局指導課](https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jk8/ouin_seikyu.html)）

**別紙「押印取扱一覧」に記載の「押印廃止」（代替手段必要）の様式は、文書の真正性を担保するため、書面に下記の内容の記載をお願いします。**

**「本件の責任者」**

**「担当者の氏名」**

**「 連　絡　先 」**

**※書面に代表者（受任者）の押印をした場合は、責任者等の記載は不要です。**

**※書面の真正性を担保するため、必要に応じて、身分証等による本人確認や書類の内容について、電話等での確認を行う場合があります。**

▼　 責任者とは、代表取締役や支店長、営業所長など、社内において権限の

委任を受けた役職員とします。

* 担当者とは、本取引に係る事務担当者とします。責任者と担当者は同じ

でも構いません。

▼　「契約書」については、法令に基づき、従前どおり「押印」が必須です。

▼　「入札書」について、真正性が確認できない場合は、無効となります

問合せ先

　　　　　　　　　　　　 　県土整備経理課

　　　 　入札制度グループ　045-210-6092

　 　経理第二グループ 045-210-6083